

(指定居宅支援事業者の責務)

第17条の18 指定居宅支援事業者は、身体障害者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定居宅支援の事業の基準)

第17条の19 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

(変更の届出等)

第17条の20 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更

要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定居宅支援等基準第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第17条の21 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居宅支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定居宅支援事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第17条の22 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第17条

の4第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は員数について、第17条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第17条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

2 市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第2号又は第3号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第17条の23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第17条の20の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）があつたとき。

三 前条第1項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

(指定居宅支援事業者の名称等の変更の届出等)

第11条の4 指定居宅支援事業者は、次の各号に掲げる指定居宅支援事業者が行う身体障害者居宅支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 身体障害者居宅介護 第11条第1号、第2号、第4号

(当該指定に係る事業に関するものに限り。) から第7号まで及び第11号に掲げる事項

二 身体障害者デイサービス 第11条の2第1号、第2号、第4号 (当該指定に係る事業に関するものに限り。)

(指定身体障害者更生施設等の
指定)

第17条の24 第17条の10第1項
の指定は、厚生労働省令の定
めるところにより、身体障害
者更生施設、身体障害者療護

) から第7号まで及び第11
号に掲げる事項

三 身体障害者短期入所 前
条第1号、第2号、第4号（
当該指定に係る事業に関す
るものに限る。）から第9
号まで、第13号及び第14号
に掲げる事項（第7号に掲
げるものについては、指定
居宅支援等基準第65条第2
項の規定の適用を受ける施
設において行うときに係る
ものに限る。）

2 前項の届出であつて、同項
第2号及び第3号に掲げる身体
障害者居宅支援の利用者の定
員の増加に伴うものは、それ
ぞれ当該身体障害者居宅支援
に係る事業者の勤務の体制及
び勤務形態を記載した書類を
添付して行うものとする。

3 指定居宅支援事業者は、当
該指定居宅支援の事業を廃止
し、休止し、又は再開したと
きは、次に掲げる事項を当該
指定居宅支援事業者の事業所
の所在地を管轄する都道府県
知事に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した
年月日

二 廃止又は休止した場合に
あつては、その理由

三 廃止又は休止した場合に
あつては、現に指定居宅支
援を受けていた者に対する
措置

四 休止した場合にあつては
、休止の予定期間

(指定身体障害者更生施設等に
係る指定の申請)

第11条の5 法第17条の24第1
項の規定により指定身体障害
者更生施設等（法第17条の10
第1項に規定する指定身体障

施設又は特定身体障害者授産施設（以下「身体障害者更生施設等」という。）であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定身体障害者更生施設等の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。

二 申請者が、第17条の26に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な身体障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

（指定身体障害者更生施設等の設置者の責務）

第17条の25 指定身体障害者更生施設等の設置者は、入所者

害者更生施設等をいう。次条において同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 施設の名称及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等

五 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要

六 施設の管理者の氏名及び住所

七 運営規程

八 入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第33条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十一 当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

の心身の状況等に応じて適切な身体障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定身体障害者更生施設等の基準)

第17条の26 指定身体障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第17条の27 指定身体障害者更生施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第17条の28 都道府県知事は、施設訓練等支援費の支給に關して必要があると認めるときは、指定身体障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者（以下この項及び第17条の30において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定身体障害者更

生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第17条の21第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(指定の辞退)

第17条の29 指定身体障害者更生施設等は、3月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第17条の30 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定身体障害者更生施設等に係る第17条の10第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定身体障害者更生施設等の設置者が、第17条の26に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて当該施設の適正な運営をすることができなくなつたとき。

二 施設訓練等支援費の請求に関し不正があつたとき。

三 指定施設設置者等が、第17条の28第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定施設設置者等が、第17条の28第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定身体障害者更生施設等の従業者が

その行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定身体障害者更生施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 指定身体障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定身体障害者更生施設等の指定を受けたとき

。

2 市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行つた指定身体障害者更生施設等について、前項第1号又は第2号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定身体障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第17条の31 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定身体障害者更生施設等の指定をしたとき。

二 第17条の29の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき

。

三 前条第1項の規定により指定身体障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

(指定身体障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出)

第11条の6 指定身体障害者更生施設等の設置者は、前条第1号から第7号まで及び第11号に掲げる事項（第4号に掲げるものについては、当該指定に係る事業に関するものに限る。）に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定身体障害者更生施

第3節 国立施設への 入所

第17条の32 身体障害者であつて厚生労働大臣の定める基準に該当するものは、厚生労働省令の定めるところにより、次項に規定する意見書を添付して、国の設置する身体障害者更生施設等（以下「国立施設」という。）に入所の申込みを行うことができる。

2 前項の入所の申込みを行おうとする身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を市町村長に申請しなければならない。

3 前項の意見書の交付は、市町村が、厚生労働省令の定めるところにより、第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準を勘案し、第17条の11第2項及び第3項の規定の例により、行うものとする。

4 第1項の規定により国立施設に入所の申込みを行つた身体障害者に対し、当該国立施設の長が、厚生労働省令の定めるところにより入所の承諾を行つたときは、当該身体障害者は、国に対して、当該国立施設の利用料を支払うものとする。

5 前項の利用料の額は、第17条の10第2項第2号の厚生労働

設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（国立施設への入所の申込み）

第12条 法第17条の32第1項の規定により、国立施設（同項に規定する国立施設をいう。以下同じ。）に入所の申込みを行おうとする身体障害者は、当該国立施設の長が定める書類に、同条第3項の規定により市町村から交付を受けた意見書を添付して、当該国立施設に提出しなければならない。

（国立施設への入所の要否に係る意見書の交付の申請）

第12条の2 法第17条の32第2項の規定により国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を申請しようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該国立施設の長が定める書類を添付して、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 施設訓練等支援費の受給の状況

三 居宅生活支援費の受給の状況

四 当該申請に係る国立施設の名称

2 市町村は、意見書の交付に関し必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

（意見書の交付）

第12条の3 市町村は、国立施設への入所の要否を判断したときは、当該申請を行つた身

大臣が定める基準により算定した額とする。

- 6 国立施設の長は、第1項の規定により当該国立施設に入所した身体障害者に対して、当該国立施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

第4節 居宅介護、施設入所等の措置

(居宅介護、施設入所等の措置)

第18条 市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第17条の4又は第17条の6の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、身体障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に身体障害者居宅支援の提供を委託することができる。

- 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるもの（第38条第4項において「日常

体障害者に対し、速やかに意見書を交付しなければならない。

- 2 市町村は、意見書の交付に当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めるものとする。

(入所の承諾等の通知)

第12条の4 法第17条の32第1項の規定により、身体障害者から入所の申込みを受けた国立施設の長は、入所の承諾を行つたときは、その結果を当該身体障害者及び当該身体障害者に係る意見書の交付を行つた市町村に通知しなければならない。入所の承諾を行わなかつたときも、同様とする。

(身体障害者居宅介護に関する措置の基準)

第18条 法第18条第1項に規定する措置のうち身体障害者居宅介護の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者居宅介護を提供し、又は身体障害者居宅介護の提供を委託して行うものとする。

(身体障害者デイサービスに関する措置の基準)

第19条 法第18条第1項に規定する措置のうち身体障害者デイサービスの措置は、当該身体障害者又はその介護を行う者がその自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、

生活用具」という。)を給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

- 3 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により第17条の10の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第17条の32の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない。

(更生訓練費の支給)

第18条の2 第17条の14の規定は、前条第3項の規定により身体障害者更生施設等に入所させ、又は入所を委託した身体障害者について準用する。

- 2 前項に規定する者であつて、国立施設への入所を委託されたものに対する更生訓練費又は物品の支給については、同項の規定にかかわらず、当該国立施設の長が行うものとする。

(措置の解除に係る説明等)

第18条の3 市町村長は、第17条の2第1項第3号、第18条又は第49条の2の規定による措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申

当該身体障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

(身体障害者短期入所に関する措置の基準)

第20条 法第18条第1項に規定する措置のうち身体障害者短期入所の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。